

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村
尾道 市長様



② 給付金の申請をされる方(児童扶養手当の支給要件に該当する方)のお名前を記入してください。

① 記入日を記入してください。

記入日	令和 年 月 日
-----	----------

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
オノミチ ハナコ 尾道 花子	女	昭和 56年 1月 1日	尾道市久保一丁目15-1 電話 090(1234)5678
個人番号(マイナンバー)			
公的年金受給状況	基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況	
<input checked="" type="checkbox"/> 受けることができる(種類: ●●年金) <input type="checkbox"/> 支給停止 <input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない	

※「公的年金」とは、「遺族
済年金を含む。」「障
※「受けることができる」と

③ 受給しているすべての年金の情報を記入してください。
ない場合は、「受けることができない」に✓をしてください。

齢厚生年金及び退職共
います。
います。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1	オノミチ イチロウ 尾道 一朗	子	男	無	平成 17年 12月 1日	同居	
2	オノミチ サクラ 尾道 さくら	子	女	無	平成 19年 8月 1日	別居	■■市△△町□□番地
3							
4							
5							

④ 申請時点の児童扶養手当の支給要件に該当する(給付金の対象となる)お子さんの名前を記入してください。
※18歳到達後最初の3月31日を経過しているお子さん(障害の状態にあるお子さんは20歳以下のお子さん)は対象外となりますので記入しないでください。

※「監護等」は、児童を養育すること

の場合には養

※18歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。なお、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者	尾道 春夫	有・ 無
扶養義務者	尾道 夏子	有・ 無

⑤ 同居する配偶者、又は申請者と生計を同じくする(養育者の場合はその方の生計を維持している)扶養義務者がおられる場合はお名前を記入してください。

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数	2 人	申請額・請求額	100,000 円
-------	-----	---------	-----------

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童数
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円とさせていただきます。

⑥ 給付金の対象児童の人数を記入してください。
 対象児童数は「2. 監護等児童」に記入された人数になります。

5. 児童扶養手当の支給要件 (申請時点以下のいずれかに該当する児童を監護等している児童に、児童扶養手当の受給資格について都道

支給要件	
<input checked="" type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

⑦ 児童扶養手当の支給要件について、該当する要件に✓を入れてください。

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

ア 児童扶養手当登録金融機関口座への振込みを希望

イ 公金受取口座(原則、1. の
 ※マイナポータル等から公金受取
 ※振込先金融機関口座確認書類

ウ 指定の金融機関口座(原則
 ※振込先金融機関口座確認書類

⑧ 受取方法は、原則として「ア」に✓をしてください。
 児童扶養手当の口座をお持ちでない方は「ウ」に✓をし、受取口座を記入した上で振込口座の確認書類(通帳のコピー)を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

エ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」)支給要件に該当します。
- ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報、年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 給付金は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- 給付金(ひとり親世帯分)が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請から28日以内に、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給決定と同時に同意します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- 都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

⑨ 誓約・同意事項をご確認の上、各項目に✓を入れてください

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請者・請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)**をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ウ」を選択した場合に限る。)
※**通帳やキャッシュカードの写し(コピー)**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『児童扶養手当等の支給要件を確認できる書類』
※**戸籍謄本又は抄本**をご用意ください(既に、児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費受給資格について尾道市の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、**障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類**を添付してください。)
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)
※申立てを行う収入(所得)に係る**給与明細書、年金振込通知書**等の収入額が分かる書類を添付してください。

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。



「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

(公金受取口座制度とは)
国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への